

平成 23 年度滋賀県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第百六十号)第 10 条第 4 項に基づき、法第 3 条に定める基本理念および国の平成 23 年度の献血の推進に関する計画を踏まえ、滋賀県における平成 23 年度の献血推進に関して定めるものである。

第 1 基本方針

(1) 安全性の向上

血液製剤は原料である血液を介する感染症等が発生するリスクは完全に否定できないことから、採血事業者および血液製剤製造業者等は、可能な限りの安全対策を講ずる等、安全性の確保に関し不断の努力が必要である。

(2) 県内自給の推進

倫理的な観点から、県内で使用される血液製剤が、原則として県内で行われる献血によって得られた血液を原料として製造される体制の構築を目指し、医療現場での需要に対し、的確に供給できるような体制を整備する。

(3) 適正使用

血液製剤は献血者の善意に支えられた有限で貴重な資源であること、および原料に由来する感染のリスク等について特段の注意を払う必要があることから、医療上は有効であっても安易に第一選択の治療法として用いるべきではなく、他に代替的な手段がなく、真に必要な場合に必要量に限って使用されるべきである。

(4) 透明性の確保

血液製剤は善意の献血血液を原料とし、また国内自給を推進する必要があることから、血液事業関係者は血液事業に係る事項について県民の理解と協力が得られるよう、十分な情報公開を行うことが必要である。

第 2 献血目標

- ・ 県内輸血用血液製剤の自給率 100%を目指す。
- ・ 必要血液量を 20,539 リットル、献血者確保目標数(受付者数)を 59,480 人とする。

(1) 献血者確保目標(受付者数)

	全血献血	成分献血	合計
献血受付者数(人)	40,430	19,050	59,480

(2) 献血血液目標

	全血献血	成分献血			合計
		血小板	血漿	計	
血液量 (リットル)	12,779	4,062	3,698	7,760	20,539

第3 役割

(1) 県

- ・広域的な広報・啓発を通して、広く県民の理解と協力を求めること。
- ・関係機関との調整を行い、円滑な献血推進に努めること。

(2) 市町

- ・市町管内の献血者の計画的な確保に努めること。
- ・地域における献血の意義・必要性の普及啓発に努めること。

(3) 滋賀県赤十字血液センター

- ・献血者確保目標を達成するため、献血受入計画を策定すること。
- ・採血および供給に関し、効率化を図り献血血液の有効利用に努めること。
- ・血液製剤の安全性の確保および安定供給の確保に努めること。
- ・献血者等の保護に努めること。

第4 目標量を確保するために必要な措置

(1) 400mL 献血・成分献血の推進

安心な血液製剤の安定供給のため、広く県民の方々に 400mL 献血および成分献血を推進し、本計画における血液目標量を確保するとともに、赤血球製剤の適正在庫の維持と血小板等、不足しがちな輸血用血液の効率的な確保を図る。

(2) 若年層献血者の確保

将来にわたって安定的に血液が供給される体制を維持するため、若年層の献血への理解の促進および献血体験の促進に取り組む。

特に若年層に対する広報紙や啓発資材に献血推進キャラクター「チッチ」および滋賀県献血マスコットキャラクター「ちーたん」を活用し、効果的な普及啓発を行う。

特に、高校生、大学生等への啓発を行うことで若年層献血者の確保を図る。

(3) 企業における献血の推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、献血を企業における社会貢献活動のひとつとして位置づけ、「献血サポーター」としてロゴマークを日常の企業活動等において活用してもらえよう、周知を図る。

(4) 複数回献血者の確保

複数回献血者の協力が十分得られるよう、献血に継続的に協力が得られる複数回献血者の組織化とサービスの向上を図る。

(5) 献血者が安心して献血できる環境の整備

滋賀県赤十字血液センターは、献血者の要望を把握し、よりよい献血受入体制の整備に努め、個人情報と保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する。

また、初回献血者に対しては、不安を払拭するため、十分な事前説明を行い、献血者の安全確保を図る。

(6) その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

第5 目標量を確保するための具体的方策

1 献血に関する普及啓発・広報活動等

(1) 献血推進キャンペーンの実施

ア 愛の献血助け合い運動（厚生労働省主催）

期間：7月1日～7月31日

県内の医療機関で必要とされる輸血用血液を、県民の方々の善意に基づく献血によって確保するため、広く県民各層の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、成分献血と400mL献血への協力と、医療機関における血液製剤の適正使用についての協力を求め、一層の献血運動の推進を図ることを目的とする。

また、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の周知を図ることもあわせて目的とする。

イ はたちの献血キャンペーン（厚生労働省主催）

期間：1月1日～2月28日

全ての血液製剤を県民の献血により確保する体制の確立を目指し、特に献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対して献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図ることを目的として「はたちの献血」キャンペーンを実施する。

(2) 献血活動功労者の表彰

ア 厚生労働大臣表彰状・感謝状

これまで献血運動の推進に関して、特に功績顕著な団体(会社、事業所、地域組織、学校等)および個人に対し贈呈する。

イ 滋賀県献血推進協議会会長感謝状

献血運動の推進に積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、事業所、地域組織、学校、ボランティア団体等(以下「団体」という。)および個人に対し滋賀県献血推進協議会会長感謝状を贈呈する。

(3) 広報誌(紙)、ラジオ等による広報

報道機関等への資料提供、県ホームページへの掲載等より、広く県民の方々にけんけつ思想の普及を図る。

また、献血会場案内を定期的に掲載することで、献血場所の周知を図る。

(4) 複数回献血の推進

複数回献血者クラブ「くるくとまと」の体制強化し、加入者の確保に努め、複数回献血者クラブ会員に対するサービスの向上を図る。

(5) 「献血プラスワンキャンペーン」を実施

滋賀県献血推進協議会参画団体に対して「あとひとりの献血(献血プラスワン)」への協力を要請し、より多くの献血者の確保を目指す。

2 若年層献血の推進

(1) 若者向け献血推進事業の実施

広く県内の若者が献血に参加するきっかけづくりとして、若者が主体となる献血推進事業を実施し、献血活動における若者間のネットワークを構築するための方策を検討する。

(2) 学生献血推進イベントの実施

滋賀県学生献血推進協議会を中心となり、夏季(サマー献血)および冬季(クリスマス献血、バレンタイン献血)において啓発イベントを実施する。

(3) 高校生向け献血学習事業の実施

献血事業の課題である若年層の献血に対する意識の向上を目指すため、献血のできる年齢に達する時期に献血の重要性および献血に関する知識を広めることを目的に県内高等学校の授業の一環として献血思想の普及啓発を実施する。

(4) 大学生向けの普及啓発の実施

大学生の献血者の確保を図るため、大学構内に献血窓口を設置する等、献血への協力要請事業を展開し、あわせて普及啓発を実施する。

3 献血推進組織等との連携

(1) 滋賀県献血推進協議会の開催

県は、献血推進協議会を設置し定期的を開催し、献血事業に関わる組織と連携し、献血推進計画の策定、献血に関する教育および啓発、民間の献血組織の育成を行う。

(2) 市町献血推進協議会の設置・開催

市町は、献血推進協議会またはこれと同様の協議会を設置し、献血の普及啓発について検討し、献血を推進する。

(3) 献血推進担当者会議の開催

県は、住民に必要な情報提供を的確に行うことができる体制を確保するため、各市町および各健康福祉事務所の担当者会議を開催する。

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、配慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

滋賀県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合はその結果を通知する。

また、比重不足により献血が出来なかった献血申込者に対して健康アドバイスを実施し、献血者の増加を図る。

(2) 献血者の利便性の向上

滋賀県赤十字血液センターは、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血

等、献血者の利便性および安全性に配慮した献血の実施に努める。

県および市町は滋賀県赤十字血液センターと十分協議し、様々な手段を用いて情報提供を行い、献血の受入に協力する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合または不足が予測される場合には、国および採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

災害時等における献血が確保されるよう、滋賀県赤十字血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、需要に見合った献血を行う。

災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずること。

滋賀県赤十字血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、県および市町と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。